



埼玉だより



LINE始めました！
ぜひご登録ください



S/A/I/T/A/M/A / N/e/w/s

職場内で掲示・回覧をお願いします



年に1度は健診を！ 令和7年度 健康診断のご案内

～令和7年度の健康診断のご案内を、下記のとおり発送いたします～

協会けんぽでは、年度内1回に限り、健診費用の一部を補助しています。

健康保持や生活習慣病の早期発見・早期治療のためにも、年に1回は健診を受診し、健康状態をチェックしましょう！

被保険者(ご本人)様

生活習慣病予防健診



「健診のご案内等」を
令和7年3月下旬から
順次事業所宛にお送りします。

対象者 35歳～74歳の被保険者
(ご本人)様

※同封されている健診対象者一覧を確認し、
健診実施機関に直接予約申込みを行ってください。

被扶養者(ご家族)様

特定健康診査



「特定健康診査受診券(セット券)」を
令和7年4月に
被保険者(ご本人)様のご自宅宛
にお送りします。

対象者 40歳～74歳の被扶養者
(ご家族)様

※あて所に尋ね当たらず、返送された特定健康診査受診券(セット券)については、事業所宛にお送りしますので、被保険者(ご本人)様を通じ、被扶養者(ご家族)様のお手元に届くようご協力をお願いします。

医療機関の受診はマイナ保険証で！

現在は、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しております。

マイナ保険証利用までの3STEP

1 マイナンバーカードの作成

作成方法

- オンラインでの申請
- 郵便での申請
- まちなかの証明写真機での申請

2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

登録方法

- 医療機関等の「カードリーダー」で登録
- 「マイナポータル」から登録
- セブン銀行ATMから登録

3 医療機関で受診

受診方法

- マイナンバーカードを受付のカードリーダーに置く
- 本人確認後、同意事項の選択

■発行済の健康保険証は令和7年12月1日(月)まで使用できます。なお、退職等で資格喪失された場合は、退職日の翌日以降は使用できません。

マイナ保険証についてのお問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

☎0570-015-369 平日：8時30分～17時15分
(土日祝日年末年始を除く)

＼詳細はホームページをご確認ください！

協会けんぽ マイナ保険証 | Q



皆様の取組で健康保険料率が変わる！

インセンティブ制度 令和5年度の実績報告

インセンティブ制度とは？

5つの取組「評価指標」に基づき、協会けんぽ全国47支部をランク付けし、上位15支部については、支部ごとの実績に応じて健康保険料率を引き下げる制度です。

※取組の結果は2年後の健康保険料率に反映されます。

埼玉支部の
令和5年度の実績は **全国 46位** でした！

皆様に取り組んで
いただきたい5つ
の指標です。



1 特定健診等の実施率

令和4年度 → 令和5年度
42位 → **46位**

協会けんぽの健診を受診しましょう！
被保険者の方は生活習慣病予防健診を！
被扶養者の方は特定健診を！

2 特定保健指導の実施率

令和4年度 → 令和5年度
47位 → **45位**

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方は、特定保健指導を利用して生活習慣の改善を行いましょ！

3 特定保健指導対象者の減少率

令和4年度 → 令和5年度
31位 → **36位**

特定保健指導を利用した後、食生活や運動に気を付け健康づくりを心がけましょ！

4 「要治療」・「要精密検査」と判定された方の医療機関受診率

令和4年度 → 令和5年度
30位 → **35位**

健康診断の結果、「要治療」、「要精密検査」と判定された場合は、重症化する前に早めに医療機関の受診をましょ！

5 ジェネリック医薬品の使用割合

令和4年度 → 令和5年度
12位 → **17位**

お薬の処方を受ける際はジェネリック医薬品を希望ましょ！
※供給状況は病院・薬局にご相談ください。

前年度からの伸び率が重視されます！
5つの指標の順位を上げる取り組み
にご協力ください！



詳しくはこちら→

協会けんぽ インセンティブ制度 | Q

